

犯罪 です。

- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
100万円以下の罰金
- 愛護動物を殺傷した場合
2年以下の懲役または
200万円以下の罰金

動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処する。

愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

文京保健所 03-5803-1227

富坂警察署 03-3817-0110

大塚警察署 03-3941-0110

本富士警察署 03-3818-0110

駒込警察署 03-3944-0110

動物の遺棄・虐待は

